

### 大阪広域環境施設組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月24日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井 千鶴子  
同 東 貴之

#### 監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

- 通知を行った者の氏名  
大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎
- 通知を受けた日及び講じた措置の内容

#### 監査結果に関する措置状況報告書

対 象：平成30年度定期監査等  
通知を受けた日：令和2年7月29日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日           |
|-------|--|--|------|---------------|
| 1     | <p>情報セキュリティ実施手順の整備について改善を求めるもの</p> <p>環境施設組合の情報セキュリティポリシーを確認したところ、次の状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>管理規程において、情報セキュリティ対策の実施に関する統一的な基準は、統括情報セキュリティ責任者が定める規定があるものの、個別の情報システム等の情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項については、規定そのものがなかった。</li><li>管理規程において、課情報セキュリティ責任者は、その所管する情報システム又は通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策を</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ実施手順の整備・運用が適切に実施されるよう、情報セキュリティポリシー（管理規程及び対策基準）の改訂を行い、平成31年3月1日施行した。また、組織名変更に伴い、情報セキュリティポリシーの改訂を令和元年10月1日に行った。</li><li>統括情報セキュリティ責任者は、課情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティポリシーの改訂について周知するとともに、各情報システム及び通信ネットワークに係る情報セキュリティ実施手順を策定するよう指示した。</li></ul> | 措置済  | 令和2年<br>6月23日 |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>実施しなければならないと定められているが、平成30年9月現在稼働している情報システム等4件について、当該システムを所管する課情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティ対策の実施方法を確認したところ、具体的な手順や手続きを定めたマニュアル類はなく、環境施設組合には実施手順が整備されていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における実施手順の必要性を認識し、実施手順の作成、情報セキュリティをめぐる情勢の変化等に伴う実施手順の改訂及び実施手順が実際に実施されているかといった遵守状況の確認など、実施手順の整備・運用について情報セキュリティポリシーに規定すること。</p> <p>2 統括情報セキュリティ責任者は、課情報セキュリティ責任者に実施手順の整備を指示し、その結果について報告を受け、整備状況を把握すること。</p> <p>3 課情報セキュリティ責任者は、所管する情報システム等における実施手順の必要性を理解し、実施手順を早急に作成すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課情報セキュリティ責任者は、改訂された情報セキュリティポリシーを踏まえ、環境施設組合におけるすべてのシステムの基盤となる、情報システム及び通信ネットワークに係る情報セキュリティ実施手順の雛型を令和元年11月1日に策定し、統括情報セキュリティ責任者に報告した。</li> <li>・課情報セキュリティ責任者は、改訂された情報セキュリティポリシー及び令和元年11月に策定された情報セキュリティ実施手順（雛型）を踏まえ、全システムを網羅した各情報システム（令和元年度に新たに稼働した情報システムを含む）に係る情報セキュリティ実施手順を令和2年6月23日に策定し、統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、各システム所管及び課情報セキュリティ責任者へ令和2年7月8日に周知のうえ運用を開始した。</li> </ul> |  |  |
|---|--|--|--|